

川崎市教育委員会石綿業務従事退職者に対する健康診断実施要綱

平成 25 年 10 月 22 日
25 川教勤第 1117 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管する施設等において石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 40 条第 1 項又は第 2 項には該当しないものの、石綿ばく露のおそれがあった職場に長期間従事していた退職者その他教育長が健康管理上特に必要と認める退職者であって、委員会の実施する健康診断（以下「健診」という。）の受診を希望するものに対する健診の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(健診項目)

第 2 条 健診項目は、医師による問診及び胸部エックス線直接撮影による検査とする。

(健診機関等)

第 3 条 健診は、教育長の指定する健診機関において、退職日の属する年度の翌年度以降、1 年度につき 1 回行うものとする。

(健診の費用負担)

第 4 条 健診に要する費用は、委員会が負担するものとする。ただし、受診に伴う交通費等は、受診者の負担とする。

(受診の手続等)

第 5 条 受診の手続その他この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長がそのつど定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。